

令和 年度（令和 年分） 市民税・県民税申告書 付表
市民税・県民税（住民税）特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申出書

特定配当所得等および特定株式等譲渡所得等金額について、所得税と異なる課税方式を選択する場合、市民税・県民税申告書とあわせてこの申出書を提出してください。

住所	大津市		
フリガナ		電話番号	
氏名		生年月日	年 月 日

※ご提出いただいた内容によって、お問い合わせさせていただく場合がありますので、日中に連絡のつく電話番号を記入してください。

1 確定申告で申告した上場株式等の配当所得等について

- 下記内訳のとおりすべて申告不要（＝申告しないこと）を選択します。
- 下記内訳のとおりすべて総合課税を選択します。
- 下記内訳のとおりすべて申告分離課税を選択します（別途第五の四様式別表が必要です。）。
- 住民税においては、下記内訳のとおり選択します（上記以外）。

申告不要とする 配当所得等の金額	円	/	
総合課税とする 配当所得等の金額	円	住民税の特別徴収税額 (配当割額控除額)	円
申告分離課税とする 配当所得等の金額	円	住民税の特別徴収税額 (配当割額控除額)	円

2 確定申告で申告した上場株式等の譲渡所得等について

- 下記内訳のとおりすべて申告不要（＝申告しないこと）を選択します。
- 下記内訳のとおりすべて申告分離課税を選択します（別途第五の四様式別表が必要です。）。
- 住民税においては、下記内訳のとおり選択します（上記以外）。

申告不要とする 上場株式等の譲渡所得等の金額	円	/	
申告分離課税とする 上場株式等の譲渡所得等の金額	円	住民税の特別徴収税額 (株式等譲渡所得割額控除額)	円

【職員使用欄】	控え交付 有・無
受付者 入力者	裏面注意事項説明済

※裏面の注意事項等をご確認ください。

<必要書類等>（市民税・県民税申告書の提出も必要です。）

- 確定申告書の本人控え（コピー可）
 - 特定配当所得等・特定株式等譲渡所得等の特定口座年間取引報告書又は上場株式配当等の支払通知書(コピー可)
 - 本人確認資料(マイナンバーカードや顔写真付きの身分証明書、健康保険証等)(コピー可)
- ※ 代理人が申告する場合には、代理人の本人確認資料等が必要です。

<注意事項>

- 該当年度の納税通知書（給与特別徴収の方は給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書）が送達される前までに提出することが必要です。納税通知書がすでに送達されている場合は、この申出書は無効となります。
- 対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります。所得税が源泉徴収されていないものや、所得税20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません。
- 申出書の記載誤り等により、上場株式等の所得と判断がつかない場合、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。
- 申告不要を選択した所得については、配当控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除は適用されません。
- 申告不要を選択した所得の損失額を繰り越すことはできません。
- 「源泉徴収あり」を選択した特定口座内で生じた配当所得等または譲渡所得等を申告するか否かについては、口座ごとに選択することができます。また、その他の上場株式にかかる配当所得については、1回に支払いを受ける配当の額ごとに選択することもできます。
- 同一の特定口座内で上場株式等の配当所得等と譲渡所得等の損益を通算している場合は、その特定口座内の所得に関してどちらか一方だけを申告不要とすることはできません。
- 医療費控除を適用されている方が課税方式を選択することで総所得金額等が変動すると、医療費控除額が所得税と相違する場合があります。
- 申告義務のない配当所得等や譲渡所得等について、申告することを選択した場合は、扶養の認定・住民税非課税判定・国民健康保険料や後期高齢者医療保険料等の算定・各種給付金の受給判定に影響を及ぼす可能性があります。

<繰越損失がある場合>

当該年度において、市民税・県民税の申告書で所得税と異なる課税方式を選択した方で、繰越損失額を翌年に繰り越す申告をする場合は、納税通知書が送達される時まで、別途「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」の提出が必要です。

また、翌年の申告においては、所得税における繰越損失額と住民税における繰越損失額に相違がある場合があるため、確定申告にて繰越損失の申告を行うほか、住民税においても申告及び繰越損失額の申告を行ってください。

（その年に株式等の譲渡がなかった年も、譲渡損失額を翌年に繰り越すための申告が必要です。）

申告がない場合、本来適用可能な繰越損失額の適用ができなくなることがあります。

※繰越額は添付資料と過去の課税データを基に市で計算する場合があります。

問い合わせ先
大津市御陵町3番1号
大津市総務部市民税課
電話番号：077-528-2722